令和2年7月 教育委員会定例会会議録

○日　時　　令和２年６月３０日（火）１３：３０～１５：５０

○場　所　　有明庁舎　３階大会議室

○出席委員の氏名

教　　育　　長　森　本　和　孝
委　　員　立　花　　博
委　　員　本　多　直　行
委　　員　友　永　峰　昭
委　　員　　森　みずき

○委員以外の出席者の氏名

教　育　次　長　平　山　慎　一　教育総務課長　森　崎　和　浩
学校教育課長　平　　田　　賢　社会教育課長　松　本　恒　一
スポーツ課長　浅　田　寿　啓　書　　記　北　島　久　弥

○議事日程

開　　会
第　１　会期決定
第　２　会議録署名委員の指名について
第　３　教育長報告及び各課６月行事報告
第　４　前会会議録の承認
第　５　議案等

第 29 号議案	島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について	原案可決
第 30 号議案	島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決
第 31 号議案	島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	原案可決
第 32 号議案	島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 33 号議案	島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 34 号議案	島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決

第 35 号議案	島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 36 号議案	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 37 号議案	島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 38 号議案	島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 39 号議案	島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 40 号議案	島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 41 号議案	島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 42 号議案	島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 43 号議案	島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 44 号議案	島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 45 号議案	島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 46 号議案	島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 47 号議案	島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第 48 号議案	島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 49 号議案	島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱	原案可決

第　6　次回定例教育委員会の日程について

第　7　そ　の　他

（1）報告事項

①７月行事予定表

②６月市議会定例会一般質問報告

③令和２年度（令和元年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（案）について

（2）その他

第　8　閉　会

【会議録】

	開会　（１３：３０）
森本教育長	ただいまから７月の定例教育委員会を開催いたします。

	第　１　会期決定
森本教育長	日程第１「会期の決定」を議題といたします。 本定例会の会期は、本日１日とすることでよろしいでしょうか。 （「はい」の声） ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日１日限りとすることに決定いたしました。
	第　２　会議録署名委員の指名について
森本教育長	日程第２「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第１９条の規定により、会議録署名委員に立花委員と森委員を指名します。 （「はい」の声） よろしくお願いします。
	第　３　前会会議録の承認
森本教育長	次に、日程第３「前会会議録の承認について」を議題といたします。 前会会議録の承認を行いたいと思います。５月２１日に開催した定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」という声あり） それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
	第　４　教育長報告及び各課６月行事報告
森本教育長	次に、日程第４「教育長報告及び各課６月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。 ２つ報告をいたします。一つ目は新型コロナウイルス関連でありますけれども、５月１１日からお手元に配布をしております「学校における

	新しい生活様式」という、文科省が出しているものでございますけれども、それを参考として通常通りに再開をしております。 一カ月が過ぎましたけれども、暑さ対策を含めて対策をしなければならないということで、学校側も非常に大変であろうかと思っております。 先般、学校訪問でお回りになってお分かりかと思いますが、今後さらに室温が上がった場合の対応というのが、非常に難しくなってきたという想いをいたしているところでございます。 その新しい生活様式につきましては、後ほどご確認ください。 このようななかではありますが、６月２５日木曜日には諫早市で半島３市の合同での陸上競技の大会が、そして２７、２８日の両日は武道、球技の部の島原市中学校体育大会が、コロナ感染防止対策を講じたうえで実施をされております。 具体的な防止策としましては、入場者を制限するということ、保護者の応援につきましては、登録メンバー及び３年生の保護者ということでございました。 ２つ目は会場ごとにきちんと検温をいたしておりました。私も何回も検温をされました。３つ目は手指の消毒をきちんと行うということ、４つ目は応援については拍手を中心としてくれ、という指示が徹底をされておりまして、いい中体連ができたのではなかろうかと思っております。 ３年生としては、県がありませんので、これできちんとした区切りがつけられるのでは、と考えております。 ２点目は、第四小学校の校庭の芝生化についてであります。６月の１９日の金曜日、第四小学校校庭芝生化利活用委員会が開催をされました。この校庭芝生化につきましては、これまで私どもが十分説明ができておりませんでしたので、当日の資料をもとに少しだけお話をさせていただきます。 お手元に当日の資料であります「第四小学校校庭芝生化事業」と言う資料があるかと思います。この事業につきましては平成２５年から第四小学校におきまして、校庭の芝生化が実施をされました。これは前年１２月に当選をいたしました市長のマニフェストにも挙げられていたこと

	であります。校庭を地域の手により芝生化して、それを地域が主体的に管理運営することにより、児童生徒の健康安全面での効果、併せまして地域のコミュニティを活性化しようとする狙いがありました。 その芝生化を進めていくための、核となる団体が校庭芝生化実行委員会ということでございます。 そのメンバーが、資料の８、９頁をご覧になってください。８頁が元年度、９頁が今度新しい委員に就任された方々であります。 杉谷地区の各団体の長の方にご参加をいただいているところであります。設立当初から初代会長様には大変お世話になりまして順調に進んでいたということでございます。しかしながら、今振り返ってみますと、地域の皆さんが一堂に会して、される作業と言うのは９月頭、もしくは８月の末ですけれども、除草作業のみでございまして、どうしても一部の委員の皆様にご負担をかけていたところであります。 このようななか、初代会長さんが昨年職を辞されまして、新しく第四小学校の育友会長さんが会長に、就任をされました。 昨年度の委員会の協議のなかで、やはり一番大変な散水については、所属する団体で分担をしようという取り決めがありまして、それぞれが責任を持って、散水をされたところであります。 この散水につきましては、校庭芝生化が始まった当初から地域のほうから強い要望がありましたけれども、設立当初から、エコ芝生化ということで費用を掛けない芝生化を推進していくんだということでありましたので、なかなか、我々教育委員会としても側面からの支援ができにくいところでありました。 これまで、かかった費用につきましては４頁の方に載っております。決算ベースになりますが、２５年度から約６５万それからずっとほぼ２０～３０万円の費用で、行ってきているところでありまして、こういった状況のもと、我々教育委員会からの側面からの支援が十分ではないことはわかっておりますけれども、なかなかうまく回っていない部分があるのも現状でございます。 本年度の会議におきましては、会長を杉谷サッカースポーツ少年団の指導者の方に引き受けていただきました。非常にありがたいお言葉をいただいたのが、サッカーとソフトボールと育友会、三者で今後ずっと会

	長を持ちまわろうじゃないかと、杉谷は若いもので引っ張っていこうと、そういった発言がありまして、承認をされたところでございます。 　そういった気持ちに応えていくためにも、我々教育委員会も少しずつではありますけれども、側面的な支援、特に物的な支援については、今後も引き続き取り組んでいかなくてはいけないと考えているところでございます。私からは以上でございます。 　引き続き各課から４月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課の４月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。〕
平 田 課 長	学校教育課の４月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。〕
松 本 課 長	社会教育課の４月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。〕
浅 田 課 長	スポーツ課の４月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。〕
森本教育長	ただ今の報告について質疑はありませんか。
本 多 委 員	教育総務課のところで、学校林については、分収林契約が、おそらく、もう切れていると思うんですけど、後は木材の公売。 　コロナウイルスの関係で木材単価が下落をしていると、後は上がるまで待つかどうか、管理委員会のほうで、ご検討いただくとおもうんですけれども、この分収林と契約との関連はどうなりますかね。公売はまだ、森林管理署とのやりとりがずっと継続するということですかね。
森 崎 課 長	まず契約ですが、当初は令和１２年度までという契約がされておりましたが、そのなかで、平成３０年度に地区の意見交換会が開催されまし

	て、最終的には管理委員会のなかで、売り払うということに決定し、市長決裁を経まして、森林管理署に売却を打診しております。 　それで、さきほど申しましたけれども、令和元年度で立木の調査を行っておりまして、実際はもう近日中に公売の予定だったんですが、どうしてもコロナで７ポイントほど価格が下がっているということで、九州森林管理署のほうからお話にこられまして、どうでしょうかと。本音で言いますとちょっと今の時期はどうなんでしょうかということですが、その管理委員会を７月中に開催をしまして、そこでお話をさせてもらって決定した内容を管理署に回答しようかと考えております。 　立木の調査は終わっており、調査結果は３年間有効ということですので、令和元年度実施で令和４年度まで、その立木調査の結果が生かされます。 　ですので、数値はすべて生きますので、万が一最高４年度まで延期になっても、本数とかは変わりないんですが、ちなみに全体では３．５haあるんですが、当初は約１万本植樹されましたが、調査の結果を言いますと杉が約１８００本、ヒノキが約３００本併せて約２１００本程度でございます。 　立米で言いますと２１８０㎥ということでございます。この数字は３年間変わらないんですが、これを少しでも高い価格で公売に掛けたいと考えております。
本多委員	詳しくご説明いただきありがとうございます。そうすると分収林の契約はとりあえずは、終了の申し出はしているけれども、公売にあたっては３年間、令和４年度までは単価の流動的なところをご配慮いただいてということでしょうか。
森崎課長	最高令和４年度までは延長といいますか可能ではなかろうかということなんですが、できれば早くという委員会の意向もありますので、今後協議してまいりたいと考えております。
本多委員	わかりました。ありがとうございます。

森本教育長	今、コロナの関係で値が下がっているということで、心配をされて、お見えになったんでが、管理委員会のなかで最終的に決めていただかなければいけない。他に何かないでしょうか。
友永委員	中体連の関係です。コロナでもう開催できないと思っていたところで、開催されたということは、中学生も保護者も、そして各種競技団体もやれたということに喜びを感じておりますので、本当に学校関係の皆様に、厚く御礼を申し上げます。 教育委員としての立場で言うのはどうかとも思いますが、できたという喜びはありがたいもんだと思っております。以上です。
森本教育長	はい、ありがとうございました。他にありませんでしょうか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようですので、次に日程第５「議案等」を議題といたします。
	第　５　議　案　等
森本教育長	では、日程第５「議案等」に入ります。 第２９号議案について提案理由の説明をお願いします。 **第29号議案** **島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について**
森崎課長	第29号議案　島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について、提案理由も含め、ご説明いたします。議案集１から３ページになります。 まず、２ページをご覧ください。島原市三会地区学校林管理委員会につきしましては、島原市三会地区学校林管理規程第２条第２項に、教育次長、契約管財課長、農林水産課長、及び三会小中学校長をもって組織し、教育委員会が委嘱するとし、第３条で前条第２項に掲げるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失うという規定がございます。 ３ページをご覧ください。これらの役職のうち本年４月の人事異動によ

	りまして、三会小学校長が変わっておられます。 つきましては、本来は４月の定例会で、議案提案すべきでありましたが、失念しておりましたので、三会小学校長、古瀬唯二様を７月１日からあらたに管理委員会委員として、委嘱するものであります。 なお、４月から６月までの間、管理委員会は開催されておらず、必要な業務は生じてはいないものの、今後はこのようなことがないように、注意してまいります。以上で説明を終わります。 よろしくご審議賜りますようお願いします。
森本教育長	ただいま、第２９号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第２９号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第２９号議案は原案のとおり承認致します。 **第30号議案** **島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について**
森本教育長	引き続き、第３０号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松 本 課 長	議案集４ページをお願いします。 第３０号議案、島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。 提案理由についてでございますが、島原市少年センター運営協議会委員の任期が令和２年６月３０日をもって満了することから、島原市少年センター運営協議会条例第３条の規定による委員を委嘱しようとするものであ

	ります。 　表のとおり、１４人を委嘱したいと考えております。下から４つ目のワタナベ高恒氏、島原高等学校校長は新規の委嘱となっております。 　任期は令和２年７月１日から、令和４年６月３０日までです。よろしくご審議賜りますようお願いします。
森本教育長	ただいま、第３０号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３０号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第３０号議案は原案のとおり承認致します。 **第31号議案** **島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則**
森本教育長	引き続き、第３１号議案について、提案理由の説明をお願いします。
森 崎 課 長	第31号議案　島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 　議案集６頁をご覧ください。提案理由でありますが、組織の名称変更に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものでございます。 　７頁の新旧対照表をご覧ください。別表は各課長の専決事項でありますが、島原市体育協会が島原市スポーツ協会に名称変更されたことに伴いスポーツ課長専決事項（４）、６頁に戻って、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。

	後の議案との関連もありますが、教育総務課の所管ということで、私から説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いします。
森本教育長	ただいま、第３１号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３１号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第３１号議案は原案のとおり承認致します。 **第32号議案** **島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱**
森本教育長	引き続き、第３２号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅 田 課 長	８頁をお願いします。第32号議案　島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。 提案理由でございますが、基本的には３１号と内容的には全く同じでございます。組織の名称変更に伴い、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするもので、別表の改正であります。 ９頁をご覧ください。新旧対照表の島原市体育協会が島原市スポーツ協会に名称変更されたことに伴い、別表の一番左の欄の補助金の名称の項中島原市体育協会運営費補助金を島原市スポーツ協会運営費補助金に改め、真ん中上にあります補助事業の内容、対象経費の項中、体育協会の運営をスポーツ協会の運営に改め、同じく同項の県体育協会の運営を県スポーツ協会の運営に改め、一番右欄の補助対象の項中、島原市体育協会を島原市

	スポーツ協会に改めるものであります。 ８頁に戻りまして施行期日でありますが、この要綱は告示の日から施行し令和２年度の予算に係る補助金から適用しようとするものであります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	ただいま、第３２号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３２号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第３２号議案は原案のとおり承認致します。 次の議案以降について、お諮りします。次の第３３議案から第４７号議案につきまして同じ理由での提案となっております。従いまして、説明を一括して説明するということでよろしいでしょうか。審議につきましては議案ごとに行います。 （はいの声）
森本教育長	それでは、第３３号議案から第４７号議案まで一括して説明をお願いします
浅 田 課 長	１１頁以降、４７号議案まで同じ内容でございます。１１頁の３３号議案の説明をもって、以下４７号議案まで同様の説明とさせていただきます。 第３３号議案は、島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので別表第２の改正であります。提案理由でございますが、組織の名称変更に伴い、所要の整備を図るためこの規則を改正しようとする

	ものでございます。 １２頁の新旧対照表をお願いいたします。別表第２については使用料の減免規定でございますが、島原市体育協会が島原市スポーツ協会に名称変更されたことに伴い、本市体育協会を本市スポーツ協会に改めるものです。１１頁に戻りまして、施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。 以下３４号議案から内容等については同じでございます。減免規定の表を一括して適用しております。ただ、別表第２という取り扱いが若干違っているところでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	それでは、一括して説明があったものとみなしまして、１議案ずつ審議をしてまいりたいと思います。
	第33号議案 **島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第３３号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。
	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３３号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第３３号議案は原案のとおり承認致します。
	第34号議案 **島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第３４号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。

	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３４号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第３４号議案は原案のとおり承認致します。
	第35号議案 **島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第３５号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。
	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３５号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第３５号議案は原案のとおり承認致します。
	第36号議案 **島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第３６号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。
	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３６号議案は原案のとおり承認してよろしいでし

	ょうか （はいの声） 森本教育長　それでは、第３６号議案は原案のとおり承認致します。 **第37号議案** **島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則** 森本教育長　第３７号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声） 森本教育長　無いようでしたら、第３７号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声） 森本教育長　それでは、第３７号議案は原案のとおり承認致します。 **第38号議案** **島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則** 森本教育長　第３８号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声） 森本教育長　無いようでしたら、第３８号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）

森本教育長	それでは、第３８号議案は原案のとおり承認致します。 **第39号議案** **島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第３９号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第３９号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第３９号議案は原案のとおり承認致します。 **第40号議案** **島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４０号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第４０号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第４０号議案は原案のとおり承認致します。 **第41号議案** **島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則**

森本教育長	第４１号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第４１号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第４１号議案は原案のとおり承認致します。 **第42号議案** **島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４２号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第４２号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声）
森本教育長	それでは、第４２号議案は原案のとおり承認致します。 **第43号議案** **島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４３号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声）

森本教育長	無いようでしたら、第４３号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声） それでは、第４３号議案は原案のとおり承認致します。 **第44号議案** **島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４４号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声） 無いようでしたら、第４４号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか （はいの声） それでは、第４４号議案は原案のとおり承認致します。 **第45号議案** **島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４５号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。 （なしの声） 無いようでしたら、第４５号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか

	（はいの声）
森本教育長	それでは、第４５号議案は原案のとおり承認致します。
	第46号議案 **島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４６号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。
	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第４６号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第４６号議案は原案のとおり承認致します。
	第47号議案 **島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則**
森本教育長	第４７号議案について、何かご質問、ご意見等ありますか。
	（なしの声）
森本教育長	無いようでしたら、第４７号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第４７号議案は原案のとおり承認致します。

	第48号議案 島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱
森本教育長	次は、第４８号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松 本 課 長	議案集４１頁をお願いします。第48号議案　島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。 提案理由でございますが、文化活動を行う団体等の名称変更に伴う所要の整備及び、島原市補助金等交付規則に規定する様式との名称との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものでございます。 新旧対照表４３頁で説明させていただきます。まず、第９条につきましては、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称が、交付額確定通知書となっておりますので、同じ名称に改めるものでございます。 名称の改正につきましては、補助対象団体のなかで、有明文化協会が有明町文化協会に、４４頁になりますが、宮﨑康平忌実行委員会が康平文芸賞実行委員会に名称が変更されたことに伴う所要の整備であります。 ４５頁、様式の改正ですけれども、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称が交付額確定通知書となっているため、同じ名称に改めようとするものでございます。 ４１頁をお願いします。施行期日になりますが、この要綱は告示の日から施行し令和２年度の予算にかかる補助金から適用しようとするものであります。よろしくご審議たまわりますようお願いします。
森本教育長	ただいま、第４８号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。
森本教育長	松本課長、有明町文化協会に名称が変わったわけですが、合併当初から有明文化協会という形で、誤記ということになるんですか。
松 本 課 長	有明町文化協会が合併に合わせて、島原市有明文化協会という名称に変

	更になりました。それで、会長が変わられたことによりまして、新会長がですね、やはり有明町文化協会で行きたいという意向を以前から持ってらっしゃったものですから、会長が変わられた段階で再び有明町文化協会ということで名称を変更されたところでございます。
森本教育長	名称が変わったということですね。これは同じように宮﨑康平忌実行委員会もそのように名称が変更になったということで。
松 本 課 長	そうです。
本 多 委 員	康平文芸賞実行委員会ということで名称が変わってます。団体の名称が変わったから改正しないといけないんでしょうけど、中身についてはここにあるように顕彰活動に要する経費となっていますので、これまでと同様の取り扱いと理解してよろしいですか。 前は、康平忌をしてから、それぞれ小中学校、高校生の俳句であるとか、短歌であるとか随筆、これのいい作品を顕彰するという取扱だったですよね。それは名称が変わったとしても同じような形になるんですか。
松 本 課 長	せっかくの機会ですので、少し詳しくご説明します。 まず、宮﨑康平忌ですけれども、昨年度までで第３９回までやっておりました。そのなかで、宮﨑康平さんのご遺族の方も含めて、打ち合わせをやっているんですが、奥様の宮﨑和子さまから、康平忌については、親族の負担が大きくなったので、取りやめてほしいという要望がありました。 しかしながら、この康平忌実行委員会、本体は文化連盟がやっているわけなんですが、文化連盟としては宮﨑康平さんについては、今後も顕彰していきたいという考えであり、令和元年度までは康平文芸賞と康平忌と一緒にやっておりました。それに島原半島文化賞がまた、一緒にやっていたという形があるんですけれども、そのなかで康平忌自体は取りやめることとして、それまで行ってきました文芸コンクールは、継続していきたいというのが、文化連盟のご意向で、康平先生の名前を残したまま、康平文芸賞として今後も続けていきたいということで、実行委員会の名称を変更されたという経緯がございます。

	そういったことから、この要綱についても改正をさせていただきたいと考えているところであります。
本多委員	分かりました。
森本教育長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
森本教育長	無いようでしたら、第４８号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）
森本教育長	それでは、第４８号議案は原案のとおり承認致します。
	第49号議案 **島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱**
森本教育長	次は、第４９号議案について、提案理由の説明をお願いします。
平田課長	第４９号議案について、４６頁をお願いいたします。 第49号議案　島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。 まず、提案理由でございます。県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものでございます。 島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱につきましては、平成２９年教育委員会告示の第１８号として制定しておりますが、その一部を改正いたします。 ４７頁新旧対照表によってご説明させていただきます。まず、第４条中の、「しないよう、または防止するように注意しなければならない」を「してはならない」に改めます。

	第５条の第１号中の「防止等に」の次に「に向けた職員の意識の啓発及び知識の向上」を加え、同条の第３号中の「役割」の次に「及び技能」を加えるものでございます。 ４６頁にお戻りください。この要綱につきましては令和２年７月１日から施行するものといたしております。 ４８頁から５１頁までは、参考として島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱、５２頁から５５頁までが島原市立小中学校におけるハラスメント防止等に関する要綱等の運用について、各小中学校長あての通知、５６頁から６２頁までが、島原市立小・中学校におけるハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針を示しております。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	ただいま、第４９号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。
友永委員	４７頁、研修の実施についてお尋ねします。これは島原市教育委員会の学校教育課長及び校長がこの研修をするとなってますが、この研修というのは具体的にどのようなことでしょうか。
平田課長	研修については、現在のところ開催しておりません。必要に応じて対応させていただきたいと考えており、現在のところ実施はしておりません。
友永委員	必要に応じてというのは定期的にやるということではなくて、その都度必要に応じてということですね。
平田課長	例えば事案が発生した場合は、必ずそういったことになろうかと思いますが、現在のところそういった状況ではございませんので、ということと認識しております。
立花委員	ちょっとよくわからなかったんですが、研修のところですね。必要に応じてという言葉がありましたが、今現在研修は行っていないと、で防止す

	るために研修はしなくちゃいけないわけですよね。それで今友永委員さんおっしゃったのは、今後どういう研修を考えてらっしゃいますかということだったかなと思うんですが、今後研修の予定とか実施計画とかを作っていくということでよろしいんですよね。
森本教育長	これは、まず校長が各学校で研修をやっているんです。いわゆる不祥事防止のためにテーマを決めて、このパワハラ、セクハラも含めた分の研修をやっている。 それで、教育委員会として全体的な研修をしているかというとそれはまだ計画が出来ていない。立花委員さんおっしゃったように、あくまでも防止のためのことですから、研修は絶対しなくてはならない、ということで考えないといけないと思います。 ただ、教育委員会が何をやっているかというと、不祥事防止のための校長会での指導、学校訪問での指導、それは行っておりますので、これも一つの研修だと考えてもいいのかなと思いますが。 あくまでも防止のための研修ですから学校もちゃんとする。当然こういった要綱が変わると、これはなにをもってパワハラ、セクハラというかもありますので、そのあたりもきちんと通知を配ってお話をする、それが研修だろうと思っておりますので、今後とも防止のために何をしたらいいか、そのための研修ですので計画的に取り組んでいかなくてはならないと。今のところは、そういった事案が挙がってきたという報告はありません。
友永委員	分かりました。
森本教育長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
森本教育長	無いようでしたら、第４９号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか
	（はいの声）

森本教育長	それでは、第４９号議案は原案のとおり承認致します。
第　６　次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	次に、日程第６「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】
森本教育長	次回８月の定例教育委員会を８月７日（金）１３時３０分から、有明庁舎の３階旧議場において行います。
第　７　その他	
森本教育長	次に、日程第７「その他」を議題といたします。（１）報告事項「①７月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
森崎課長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平田課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅田課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいま７月行事予定について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。 （「はい」の声）
森本教育長	続いて、報告事項の②６月市議会定例会一般質問報告について説明をお願いします。

平山次長	６月市議会定例会について、別紙、一般質問答弁要旨（教育関係）にて説明。
森本教育長	ただいま、６月市議会定例会一般質問報告について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。 （「はい」の声）
森本教育長	続いて報告事項③令和２年度（令和元年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（案）について、説明をお願いします。
森崎課長	令和２年度（令和元年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（案）について、ご説明いたします。資料は別閉じの報告書をご覧ください。 本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条の規定に基づき、教育委員会の責任体制を明確にするという趣旨で設けられているものであります。 今後、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たそうとすることで、９月定例市議会への報告を予定しております。 まずは現状での事務局案ということで今回ご提案させていただいて、本日のご意見等を踏まえまして、８月定例委員会では正式な議案として提案させていただきたいと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。 報告書の最初のページの目次をご覧ください。３の点検･評価結果の （１）「教育委員会の活動状況」、（２）「教育委員会が管理・執行する事務」（３）「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の三つに分けて記載させていただいておりますので、この区分ごとに順次審査をお願いしたいと考えております。 今回は第２期島原市教育振興基本計画の施策体系に基づき作成しており、同計画の進捗管理の状況を明らかにするという趣旨となっていま

	す。 　報告書の体裁は、昨年度分から削除修正している箇所は、青文字見え消しで、今年度新たに加筆した箇所は朱書きで表記しておりますので、よろしくお願いいたします。 　また、本日は大項目、中項目、小項目などの見出しは改行などしていないため、多少見にくいと思われますが、ご了承ください。 　例年３名の学識経験者から評価点や改善点などの所見を頂き、付記する予定としているところであり、報告書の内容が最終確定後、所見をお願いし付記させていただきたいと考えております。 　なお、前回所見を頂いた３名のうち、豊田様、前田様は今回が２年目でありますので、引き続きお願いする予定であります。 　また、村田様は２年間所見を頂いておりますので、本年度は市スポーツ少年団本部長の吉田光利様または女性の方を考えておりますが、委員の皆様からご意見がありましたら、本日でも構いませんが、７月１０日（金）頃までにご連絡いただけたらと思います。なければ事務局で決めさせていただきたいと考えております。 　それでは、早速協議をお願いしたいと思います。 　先ず、資料６ページから１０ページの１．「教育委員会の活動状況」についてご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。
森本教育長	教育委員会の活動状況についてということですが、なにかございますでしょうか。
本 多 委 員	ささいなことですが、７頁の十数行目、「議会の議決を得るべき議案として令和元年度補正予算案」とありますが、予算はおそらく平成３１年度に統一するとなってたので、合せておいた方がいいのかという気がします。同じ表現が後のほうにも出てきてましたので、整合性を持たせるために、平成３１年度の補正予算とされたほうがいいと思います。 　もう一点、9頁ですが、教育委員会と市長との連携の（１）教育委員会と市長との連携ですね。上から４行目となります。総合教育会議のふるさとにもどってこんね奨学金の貸与実績となってますが、おそらくこれは基準の見直しの協議をしたと思うんですね。

	それで、この実績を基準の見直しに変えるとか、違う形で表現をしていただけたらと思います。
森 崎 課 長	予算につきましては、平成３１年度が正解と思うんですが、他の関係で元年度でどうかなというところがあってですね。委員のご指摘に従って訂正いたします。ありがとうございました。
森本教育長	ご指摘の点については訂正するということでよろしいですか。他にございませんか。ないようでしたら２番のほうに入ってください。
森 崎 課 長	次に、１０ページから１４ページの２．「教育委員会が管理・執行する事務」についてご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。
森本教育長	次の章についてなにかございますでしょうか。よろしいですか。 （無しの声）
森本教育長	ないようですので、３番目に移ってください。
森 崎 課 長	最後に、広範囲になりますが、１４ページから３７ページの３．「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」についてご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。 なお、３７頁一番最後のところに新型コロナウイルスについて、今回追加表記されておりますので、ごらんいただきいと思います。
森本教育長	他に何かございませんか。 ８月の定例教育委員会で、本日ご指摘いただいた部分を反映させて、再度正式に議案として提案されていただくことになりますので、そのときにもまたご指摘をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。 （はいの声）

森本教育長	次にその他のその他について、なにか報告があればお願いします。
森 崎 課 長	例年１１月に県市町村教育委員会連絡協議会主催の市町村教育委員会研究大会が開催されております。本年度開催市の五島市から、コロナウイルスの影響に伴い、来年度に延期の申し入れが県事務局にあっており、県事務局としても受け入れる方向とのことであります。 まだ決定ではございませんが、まずはお知らせしておきます。
森本教育長	今年は当番が上五島と五島市だったんですが、五島市のほうでやるんだそうです。どうしても本年度できない可能性が高いと、そうした場合に是非、五島市としては、来年したいということなんです。 来年は雲仙、島原、南島原の当番だったんですが、三市で調整したわけではないですが、島原市としてはそういうスライドもＯＫですよということで意思統一しておいていいですか。 来年五島市さんがすれば、来年島原市が飛ばされるのか、後ろに回るのかまだ決定はしてませんけれども、そういったことで島原市教委としてはＯＫですよということでよろしいですか。 （はいの声）
森本教育長	ほかにありませんか。
松 本 課 長	ここからは非公開でお願いします。 「非公開」での取扱いの申し入れがあっておりますので、島原市教育委員会会議規則第１６条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。 《承認》 異議がないようですので、「非公開」といたします。

	報告（非公開）
松 本 課 長	以上、報告を終了します。
平 田 課 長	引き続き非公開でお願いいたします。
	児童生徒の事故等の報告（非公開）
平 田 課 長	以上、報告を終了します。
森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。
平 田 課 長	北村西望教育美術展についてでございます。今年度特別審査員とも協議をいたしまして、中止をさせていただきたいと考えております。 まず運動会、体育祭等が秋に開催をされますので、作品を制作する時間の確保ができませんので、よりよい作品ができないのではないかと可能性があるということ、それから展覧会ですので、不特定多数が参加をいたします。 県展等も中止になっていることを鑑みて、噴火災害以来ということで中止にさせていただきたいということでございます。 二点目が、学校訪問でございます。明日も経営訪問をしていただくんですが、残りの経営訪問が５校ございます。ただ２学期の日程調整するのが非常に困難であるため、この５校の経営訪問については、もう教育委員さんの参加をいただかずに、学校の都合のいい日に各指導主事が授業等を参観させていただくという形で、変えさせていただきたいと思います。 それで、巡回訪問１日日程なんですが、これについては、残りの５校についても１日にするか半日にするか、今検討しておりますので、決まり次第お知らせしたいと思います。 まずは２点の報告でございます。

森本教育長	今２点の報告がございましたが、経営訪問については、５校残ってます。本来であれば学校を替わった校長ですので、委員の皆さん方にも校長の話を聞いていただきたかったんですけれども、どうしても、日程的に厳しいものがあります。 授業研究会を学校が予定しておりますので、そこに市教委が行って指導をすると、校内研究を中心に指導をするといった形をとりたいと考えております。 校長の学校経営については、今度目標管理という計画を作ります。それを私と課長で、春と秋に面談するんですね、それに変えたいと感が手ます。ただ、終日の巡回指導については、いまのところ予定通り考えているということでお願いしたいと思います。 よろしいでしょうか。 （はいの声） 他に何かございませんか。
	第　８　閉会１５：５０）
森本教育長	ないようでしたら、これで７月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教　育　委　員

教　育　委　員

記　録　職　員